

立川市競争入札参加者心得

この心得には、市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守すべき事項及び契約に関し必要な事項を列挙する。

第1 関係法令等の遵守

入札参加者は、次の各号に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び同法に基づく命令
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び同法に基づく命令
- (3) その他工事請負等に関する法令
- (4) 立川市契約事務規則（昭和 39 年立川市規則第 15 号。以下「契約事務規則」という。）並びに競争入札に係る要綱及び公告
- (5) 設計図書、仕様書等による指示事項
- (6) 立川市競争入札参加事業者倫理綱領

第2 参加資格

- 1 入札参加者は、立川市契約事務規則及び競争入札に係る公告に定める参加資格（以下「参加資格」という。）を有する者とする。ただし、参加資格は、有効期限内でなければならない。
- 2 参加資格を有する者が立川市競争入札等参加停止基準（平成 8 年 6 月 28 日市長決定）による参加停止の措置を受けたときは、参加停止期間中は、競争入札等に参加すること又は競争入札等の指名を受けることはできない。この場合において、現に入札参加者となっている場合又は指名競争入札の指名を受けている場合は、その者の参加又は指名を取り消す。
- 3 前項のほか、入札参加者の経営、資産、信用等の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、その者の競争入札等への参加の停止又は指名競争入札における指名を取り消すことができる。

第3 入札保証金

入札参加者は、その見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 3 以上の入札保証金を入札執

行前に納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合は、この限りでない。

第4 入札の基本的事項

- 1 入札参加者は、市から提示された設計図書、仕様書その他契約の締結に必要な条件を確認のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札は、総価（消費税及び地方消費税を除く。）により行う。ただし、単価（消費税及び地方消費税を除く。）によるべきことを指示した場合その他特に指示した場合は、その指示するところによる。
- 3 立川市契約事務規則第2条第2号に定める電子調達サービスにより実施する電子による条件付き一般競争入札（以下「電子による入札」という。）において、入札参加者は、第1に掲げる関連法令等のほかに電子調達サービスの利用規約を遵守することとし、使用する電子計算機や電気通信回路等が正常に稼働する環境を自ら確保し、セキュリティ対策に努めなければならない。

第5 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び同法に基づく命令に抵触する行為を行ってはならない。

第6 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

第7 入札

- 1 電子による入札において、入札参加者は、指定した日時までに、電子調達サービスにより入札書を作成し、提出しなければならない。ただし、あらかじめ電子調達サービスで代理人を設定し、承認を受けたときは、代理人が入札を行うこととする。
- 2 郵便により実施する条件付き一般競争入札（以下「郵便による入札」という。）において、入札参加者は、指定する方法により、指定する日に到着するように、入札書を提出しなければならない。
- 3 紙により会場において実施する指名競争入札（以下「紙による入札」という。）

において、入札参加者は、別記様式による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（あらかじめ届け出た印鑑に限る。）のうえ、案件ごとに指定する方法により、当該入札書を提出しなければならない。ただし、代理人による入札の場合は、入札前に別記様式による委任状に当該代理人の氏名を記名押印のうえ提出するものとする。

第 8 入札書の書換え等の禁止

入札をした者（以下「入札者」という。）は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第 9 入札の辞退

- 1 入札参加者は、次の各号に定めるところにより、開札に至るまでは、入札を辞退することができる。この場合において、辞退届を提出するときは、辞退理由を記載するものとする。

(1) 電子による入札において、入札参加者が入札を辞退するときは、電子調達サービスにより入札書を作成し提出する段階で、入札金額を入力する代わりに入札辞退を選択し、辞退届を作成し提出するものとする。ただし、入札書提出日時を過ぎてから開札に至るまでに入札を辞退するときは、政策財務部契約課へ辞退届を提出するものとする。

(2) 郵便による入札及び紙による入札において、入札参加者が入札を辞退するときは、開札に至るまでに、政策財務部契約課へ辞退届を提出するものとする。ただし、紙による入札において、入札中にあっては、その旨を入札書に記載し、提出するものとする。

- 2 入札を辞退した者は、提出した辞退届を撤回することはできない。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第 10 開札

- 1 電子による入札において、開札は、指定した日時に、入札事務に関係のない市の職員を立ち合わせて行うものとする。ただし、物品契約に係る電子による条件付き一般競争入札に準ずる競争見積合せの開札は、この限りでない。
- 2 郵便による入札において、開札は、入札事務に関係のない市の職員を立ち会

わせて行うものとする。

- 3 紙による入札において、開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行うものとする。

第 11 入札の無効

入札が、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格がない者のした入札

ア 電子による入札及び郵便による入札において、事後審査により資格がないと認められるものを含む。

イ 紙による入札において、委任状を持参しない代理人のした入札を含む。

ウ 電子による入札において、電子調達サービスにより承認されていない代理人のした入札を含む。

(2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 電子による入札において、入札書が所定の日時まで電子調達サービスのサーバに到着していないもの又は郵便による入札において、その送付された入札書が所定の日時及び所定の方法によらないで到着したもの

(4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印のないもの

ア 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを含む。

イ 電子による入札において、記名又は押印に代わる電子認証による処理がなされていないものを含む。

(5) 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出したもの

(6) 他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理人となった者のした入札

(7) 明らかに不正によると認められる入札

(8) 工事内訳書が立川市工事費積算内訳書取扱要領（平成 24 年 3 月 13 日財務部長決定）第 5 条に該当するもの

(9) 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額を記載したもの

(10) 明らかに不適正と認められるもの

- ア 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したものを含む。
- イ 金額の表示を改ざんし、又は訂正したものを含む。
- ウ 当該入札に関係のないことが記入されているものを含む。

(11) 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

- ア 指定する発注図書等を入手せずに行った入札を含む。
- イ 立川市入札・契約事務に関する取扱い等についての基準（平成17年8月1日財務部長決定）第2及び第4に該当するものを含む。
- ウ 電子による入札において、電子調達サービス上で示された文字種、文字数、記入例その他指示に従わないもの又は必要な項目を入力しない若しくは不必要な項目を入力したものを含む。

第12 落札予定者及び落札者

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格又は最高の価格（売払いの場合）で入札した者を、一般競争入札にあっては落札予定者と、指名競争入札にあっては落札者とする。ただし、工事又は製造の請負の競争入札の場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の規定に該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格で入札した者以外の者を落札予定者又は落札者とすることがある。
- 2 落札予定者に対しては、審査を行ったうえで、落札者として決定する。

第13 再度入札

- 1 電子による入札及び郵便による入札において、開札した結果、落札予定者を決定できないときは、再度入札は行わず、当該入札を打ち切りとする。
- 2 紙による入札において、開札した結果、予定価格の制限の範囲内での応札がないとき及び最低制限価格を設定した場合に全ての応札が最低制限価格を下回ったときは、直ちに再度入札を行う。
- 3 前項の再度入札の回数は、原則として1回とする。
- 4 再度入札に参加できる者は、その入札に参加した者で、第11第9号の定めにより無効とされた者に限る。

第14 同価格の入札

落札又は落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、次の各号に掲げるとおりくじ引きを行うものとする。

- (1) 電子による入札では、入札者が登録したくじ番号に基づき、電子調達サービスにおいてくじ引きを行い、落札予定者を決定する。
- (2) 紙による入札及び郵便による入札では、当該入札者又は代理の者にくじを引かせて落札者又は落札予定者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない市職員がくじを引く。

第15 入札結果

- 1 電子による入札において、落札者には落札決定通知を速やかに送付するとともに、結果を電子調達サービスに登録する。
- 2 紙による入札において、落札者にはその旨を開札時に告げる。

第16 契約保証金

- 1 落札者（落札予定者が審査の結果、落札者となった場合を含む。以下同じ。）は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を、契約書の提出前に納付しなければならない。この場合において、単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金とする。
- 2 市が契約保証金の全部又は一部の納付を免除した場合は、前項の規定にかかわらず、契約保証金の納付を必要としない。

第17 契約書等の作成

- 1 落札者は、落札者となった旨の通知を受けた日から起算して原則として7日以内（日数の延長は、協議又は指示による。）に契約書2通（契約書の作成を省略できる場合は請書等）及び別に指示する書類を作成し、記名押印のうえ政策財務部契約課に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による期間内に契約書又は請書等を提出しないときは、落札者はその効力を失うことがある。
- 3 市は、契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、その1通を落札者に返付する。

第18 契約の確定

- 1 契約書を作成する契約にあつては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。
- 2 立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年立川市条例第 68 号）の定めるところにより、工事若しくは製造の請負で予定価格が 150,000,000 円以上又は不動産、動産若しくは不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いで予定価格が 20,000,000 円以上の契約については、議会の議決を経た後に、当該契約を確定させる。

第 19 入札参加停止等の措置等を受けた落札者の扱い

落札者が落札決定から契約締結までの間に、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として契約を締結しない。この場合において、市は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

- (1) 立川市競争入札等参加停止基準による参加停止を受けたとき。
- (2) 入札参加資格を満たさなくなったとき。

第 20 異議申立て

入札者は入札後、この心得、設計図書、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第 21 契約締結の留意事項

受注者は、競争入札により決定した工事及び修繕においては、当該入札に参加した他の者と下請負契約を締結してはならない。

第 22 準用等

この心得に明記のない事項及びこの心得の解釈については、市職員の指示によるものとする。なお、見積合せの場合についてもこの心得を準用するものとする。

附 則

この心得は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

入札書

- (注意事項)
- 1 入札書の内容は右様式に準じたものとし、大きさは日本産業規格A4とする。
- 2 金額はアラビア数字で表示し、頭初に¥の記号を付記すること。
- 3 代理人による入札の場合は、代理人も氏名を明記のうえ押印すること。

入札書

件名

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額をもって請け負うため、競争入札参加者心得及び契約条項を承諾のうえ入札いたします。

年 月 日

立川市長 殿

住 所
氏 名
代理人

印
印

委任状

- (注意事項)
- 1 委任状の様式については、使用を義務付けるものではないが、できるだけA4の大きさを右様式に準じた内容のものを使用すること。

委 任 状

(代理人住所)

私は、
(代理人氏名)

を代理人と定め、下記の権限を委任いたします。

記

(件名)

1 の

入札及び見積に関する一切の権限。なお、代理人が本入札及び見積に使用する印章は次のとおりです。

代理人 使用 印鑑	
-----------------	--

年 月 日

立川市長 殿

住 所
(委任者)
氏 名

印